

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 27 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療措置協定未締結の訪問看護事業所に係る医療機関等情報支援システム（G-MIS）のユーザー登録について（ご依頼）

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国においては、製造販売業者や卸、医療機関に対する情報提供窓口の設置や個別のヒアリング等を通じて、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところです。

このうち、医療用手袋については、全体として、直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注については調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があり、結果として歯科診療所など、一部の医療機関において手袋の確保が困難になっている状況が生じているところです。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、パンデミックの発生に備え、非滅菌手袋等の個人防護具を備蓄しているところ、今般の状況を踏まえ、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、5,000 万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することといたしました。

放出にあたっては、医療機関において G-MIS を活用し、「緊急配布要請（SOS）」を行っていただき、都道府県及び国（厚生労働本省）においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に物資を届ける流れを想定しています。

G-MIS については、原則として全ての医療機関において登録がされておりますが、訪問看護事業所については、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づき都道府県との医療措置協定が締結されたところのみが登録されており、医療措置協定未締結の訪問看護事業所（以下「協定未締結訪問看護事業所」という。）は登録がされておらず、新規にユーザー登録を行う必要があります。このため、各地方厚生

(支)局におかれましては、貴管下の事業所について、当該事業所に照会等していただいた上で、5月8日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、登録の漏れを防止するため、同様の内容について各都道府県、指定都市及び中核市にも依頼を行っております。このため、訪問看護事業所に重複した内容が送付される可能性があります。いずれか一方への回答で差し支えございません。ただし、介護保険法に基づく指定が行われている訪問看護事業所は、基本的には各都道府県等へ、健康保険法に基づく指定のみが行われている訪問看護事業所は地方厚生(支)局へ登録をいただくよう、事業所へ周知くださいますようお願いいたします。

協定未締結訪問看護事業所が、各都道府県等と地方厚生(支)局の両方に回答がある可能性もございますが、その重複の確認作業は地方厚生(支)局においては不要です。

○ ユーザー情報の登録依頼について(5/8(金) ㊞)

協定未締結訪問看護事業所のユーザー情報を登録するため、別添様式にてご登録をお願いいたします。

(全地方厚生(支)局の回答が必須となります。)

(留意事項)

- ・ 既にG-MISにユーザー登録されている訪問看護事業所については、今回、改めて登録いただく必要はありません。
- ・ 別添様式の各項目(「全国地方公共団体コード※」「医療機関名」「郵便番号」「住所」「代表電話番号」「医療機関(事業所)コード」「担当者姓」「担当者名」「メールアドレス」)はいずれも、必須入力項目となりますので、入力漏れの無いようお願いいたします。
- ・ 各登録情報を元に、ユーザー登録を実施し、登録いただいたメールアドレス宛てに、「G-MISアカウント発行に係る事前のご連絡」という件名のメールが送信されます(5月中旬頃送付予定)。訪問看護事業所においては当該メールの案内に従って、パスワードの設定が必要となるため、この旨訪問看護事業所にご理解いただけるよう、周知等をお願いいたします。
- ・ なお、放出にあたっては、訪問看護事業所を含め、医療機関等においてG-MISを活用し、「緊急配布要請(SOS)」を行っていただく流れを想定しているところ、上記の通り、訪問看護事業所においては物資の要請を希望する場合には、事業所においてG-MIS上で要請を行っていただく必要があります。この旨訪問看護事業所にご理解いただけるよう、周知等をお願いいたします。

※参照：[総務省 | 地方行政のデジタル化 | 全国地方公共団体コード](#)

以上